

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十六年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第五十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(広島県行政組織規則の一部改正)

第一条 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条社会援護課の項第二号を次のように改める。

二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)に関すること。

(社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部改正)

第二条 社会福祉施設等措置費用徴収規則(昭和四十八年広島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別表Aの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第三条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和二十六年広島県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第四条 児童福祉法施行細則(昭和四十二年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表Aの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考1から備考5までの規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の

支援に関する法律」に改める。

別記様式第六号の七(裏)中

「生活保護受給世帯又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づく中国残留邦人等に対する支援給付受給世帯」を

「生活保護受給世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第五条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和二十八年広島県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項ただし書中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第六条 生活保護法施行細則(平成二年広島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

「次のとおり生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)による保護施設を設置したいので、生活保護法第四十条第二項の規定により届け出ます。」

「次のとおり生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)による保護施設を設置したいので、生活保護法第四十条第二項の規定により届け出ます。」

改める。

別記様式第二号中

「次のとおり生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)による保護施設を設置したいので、生活保護法第四十一条第二項の規定により申請します。」

「次のとおり生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)による保護施設を設置したいので、生活保護法第四十一条第二項の規定により申請します。」

改める。

別記様式第三号中

「次のように変更したので、生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)第四十一条第五項の規定により申請します。」

「 次のように変更したので、生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）第41条第5項の規定により申請します。」

答へる。

大臣署名捺印の旨

「 次のとおり生活保護法施行細則第5条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則第5条の規定により報告します。」

答へ

「 次のとおり生活保護法施行細則第5条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則第5条の規定により報告します。」

答へ

答へる。

大臣署名捺印の旨

「 次のとおり保護施設を廃止したので、生活保護法施行規則（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）第7条の規定により報告します。」

答へ

「 次のとおり保護施設を廃止したので、生活保護法施行規則（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）第7条の規定により報告します。」

答へ

答へる。

大臣署名捺印の旨

「 次のとおり廃止したので、生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）第42条の規定により申請します。」

答へ

「 次のとおり廃止したいので、生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）第42条の規定により申請します。」

答へ

答へる。

大臣署名捺印の旨

「 生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）第49条（生活保護法第55条においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。」

答へ

「 生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）第49条（生活保護法第55条においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。」

答へ

答え⑨。

民法第767条(終)中

「生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。」

「生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。」

答え⑩。

民法第767条(終)中

「次のとおり変更しましたので、生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）第50条の2（生活保護法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。」

「次のとおり変更しましたので、生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）第50条の2（生活保護法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。」

答え⑪。

民法第767条(終)中

「次のとおり 廃止・休止・再開 しましたので、生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）第50条の2（生活保護法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。」

「次のとおり 廃止・休止・再開 しましたので、生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）第50条の2（生活保護法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。」

答え⑫。

民法第767条(終)中

「次のとおり生活保護法施行規則（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）第14条第3項の規定により届け出ます。」

「次のとおり生活保護法施行規則（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）第14条第3項の規定により届け出ます。」

答え⑬。

民法第767条(終)中

「次のとおり生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）による指定を生活保護法第51条（同法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定により辞退したいので、届け出ます。」

「次のとおり生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）による指定を生活保護法第51条（同法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定により辞退したいので、届け出ます。」

改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正）

第七条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年広島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

第一条を次のように改める。

（総則）

第一条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「法」という。）の施行に関しては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正）

第八条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年広島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五号中

「 支援給付とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第30号）による支援給付のことです。」

「 支援給付とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第30号）による支援給付のことです。」

改める。

（広島県県営住宅管理規則の一部改正）

第九条 広島県県営住宅管理規則（平成十年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。



第三条第一項第五号を次のように改める。

五 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十号）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則により改正後の各規則の様式により作成された様式とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。